

たんぽぽ



No. 147 2018年(平成30年)4月

発行 北部地域振興課 北部生涯学習センター

住所 〒720-1132

福山市駅家町倉光37-1

電話 (084) 976-9460

E-mail : hokubu-shougai-gakushuu@city.fukuyama.hiroshima.jp

4月は出発と出会いの時期。就職や入学、町内への転入や様々な役員の交代などが、この時期に多く見られますね。生涯学習センターや公民館、コミュニティセンターも新年度に新しい仲間を迎え、地域の皆様との出会いを楽しみにしています。皆様が生涯を通じて学習できるよう、様々な講座を準備しておりますので、新年度もよろしくお祈りします。

センター人権・社会教育活動事業

人権問題講演会を実施しました!

『部落差別解消推進法の意義と隣保館(コミュニティセンター)』



3月19日(月)に駅家コミュニティセンターで全国隣保館連絡協議会常任顧問の中尾由喜雄さんを講師に、「部落差別解消推進法の意義と隣保館(コミュニティセンター)」をテーマに人権問題講演会を実施しました。講演の中では「2002年に特別対策による同和対策が33年間で終了して以来、学校教育でも取り上げられなくなり、結果的に若い世代を中心に『部落問題を知らない』とアンケートで答えた割合が3/4になっているなど危機感を強めている」と話されました。「部落差別解消推進法」は「部落差別」という言葉が入った初めての法律で、この法によって部落差別が現存することを客観的に認めています。この法律ができた意義は大きく、これからがスタートであること、そして「障害者差別解消法」や「ハイトスピーチ対策法」とともに、まだまだ認知度が低く周知方法も含め、引き続き学習していくことが重要だと語られました。

駅家学区放課後子ども教室を訪問しました!

12月26日(火)、1~5年生41人が参加し、冬休みのお料理教室(おはぎ作り)をしました。熱々の炊きたてご飯を丸めたり、いろんな大きさのおはぎが出来上がりました。最後はみんな洗い物もして、きちんと後片付けまでできていました。

いつもは、学校の多目的室を使って放課後子ども教室を実施していますが、夏休みと冬休みには、公民館で工作や調理実習をしています。来年度もどんなものを作るのか楽しみです。



北部地域(芦田・駅家・加茂・新市・山野の5町)では、現在、14小学校区中6学区(有磨・福相・駅家・広瀬・山野・常金丸)で放課後子ども教室を実施しています。

※北部管内の放課後子ども教室に関するお問い合わせは、北部生涯学習センター(Tel.084-976-9460)まで

そうそく ゆいごんてつづき かん
 相続・遺言手続きに関する
 むりょう そうだん かい

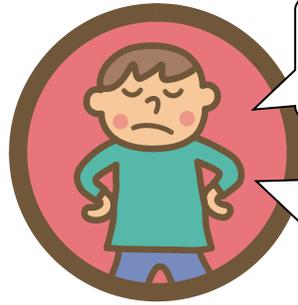
しんいち
 新市コミュニティセンター 0847-52-5541
 ひみつ げんしゆ あんしん そうだん
 ※秘密は厳守いたしますので、安心してご相談ください。

無料相談会

にち じ 4がつ 28にち 日(土) 13:30~16:30

相談はお一人30分間です。
 予約は前日まで受け付けます。

ば しょ しんいち
 場所 新市コミュニティセンター



ゆいごん か
 遺言を書いておきた
 いが、どう書けばい
 いかわからない。

さいきん おや な
 最近、親が亡くなっ
 たのだけれど、
 何をすればいいか
 わからない。

おとな子どもも英語絵本を楽しもう！～スプリングバージョン～

とき 4月28日(土) 10:00~11:30

ところ 駅家東公民館 2階会議室

講師 英語絵本カフェ主宰(ふくやま国際交流協会英語絵本サロン講師)
 中井 ひろみさん

英語絵本で、春のワクワクを感じましょう。後半は、おとなのための
 英語絵本カフェです。

対象 どなたでも参加できます。赤ちゃんも大歓迎！

受付・申込先 4月27日(金)まで 駅家東公民館(☎972-4842)



わたぼうし



とうろくがたほんにんつうちせいど とうろく 登録型本人通知制度に登録しましょう!

ふくやまし ねん へいせい ねん がつ せいど
 福山市では2014年(平成26年)2月からこの制度
 が始まっています。

ぎょうせいしよし べんごし しょくむじょうせいきゅうようし あくよう
 行政書士や弁護士などの職務上請求用紙を悪用
 して調査会社が戸籍謄本を不正取得し、結婚や就職
 の際の身元調査や高齢者への詐欺、ストーカー行為に
 悪用されていたことが発覚し、福山市でも不正取得が
 あったことから、こうした不正行為を未然に防止する
 ために始められたのが、登録型本人通知制度です。

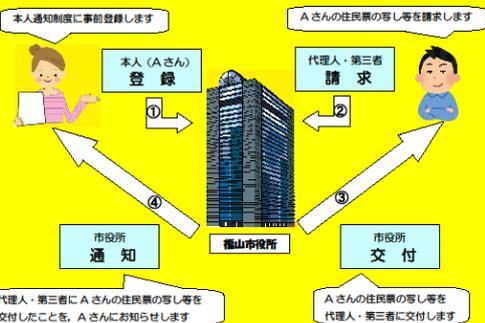
この制度に登録すれば、誰かが自分の住民票や
 戸籍を取得した場合、本人にその事実が通知されます。
 登録する人が増えれば、不正取得への抑止力も大きく
 なります。

まだ登録されていない人は、登録に行きましょう。

ご存知ですか?
 ~登録しよう!自分で守ろう!個人情報~

登録型本人通知制度

戸籍謄本などの不正取得により、個人の人権が侵害されることを防止・抑止するため、代理人や第三者へ証明書を交付したときに、事前に登録した人へ、その事実をお知らせする制度です。



- 登録できる人 : 福山市に住民票または戸籍がある人(過去にあった人を含む。ただし、死亡した人、失踪宣告を受けた人を除く。)
- 登録手続 : 受付窓口などで申請
 ※本人確認書類(運転免許証等)が必要です。
- 受付窓口 : 本庁市民課・松永市民課・北部市民課・東部市民課・神辺市民課・新市支所・沼隈支所・鞆支所・内海支所・戸田支所・加茂支所・水島分室
- お問い合わせ : 本庁市民課(☎928-1058, 1059)